

地域生活支援体制について

1 地域生活支援体制について

(1) 概要

- ・ 障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障がい児者の地域生活支援をさらに推進するため、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（「地域生活支援体制」）を整備する。地域生活支援体制は、事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことで、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るものである。
- ・ この地域生活支援体制を整備することにより、地域で暮らしている、または暮らすことを希望している障がい児者やその家族が安心して暮らせるとともに、本市としても、地域生活支援体制のネットワークを体系化することにより、きめ細やかな障がい児者への支援体制づくりが形成され、緊急時の対応等を速やかに行うことができる。

(2) 国の考え方

国の指針において、地域生活支援体制等について、**令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備**することを基本とすることが示される。ただし、国においては、整備にあたって、障がい児者の地域生活を地域全体でどう支えるのかという観点に立ち、市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ構築していくか等について、**自立支援協議会等の場を活用して検討することを想定している。**

<p>国が地域生活支援体制に求める5つの機能</p> <p>①相談・・・・・・・・・・常時の連絡体制や緊急時の事態等の相談支援</p> <p>②緊急時の受け入れ・対応・・・短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応</p> <p>③体験の機会・場・・・・・・・・一人暮らしの体験の機会や場の提供</p> <p>④専門的人材の確保・養成・・・専門的な対応を行うことができる体制や人材の確保・養成</p> <p>⑤地域の体制づくり・・・・・・・・様々なニーズに対応できる地域の体制構築等</p>

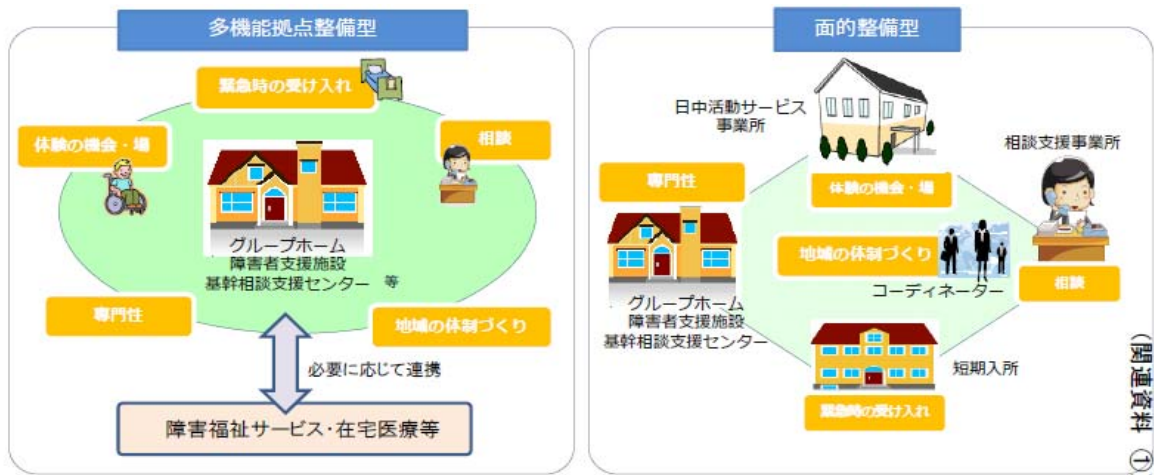
(3) 整備方法

- ・ 多機能拠点型整備

必要な機能を集約し、障がい者支援施設やグループホーム等に付加した拠点（※グループホーム又は障がい者支援施設等に地域支援機能を付加）

- ・ 面的整備

関係機関との連携等により機能を分担するもの（※地域における複数の機関が連携し、居住支援や地域支援機能の役割を分担し整備）



(4) 本市の考え方

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られるよう、第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画において、**令和2年度末までに一つの地域生活支援体制を整備**することとしている。

(5) 整備方法

関係機関との連携による面的な体制の構築を行う。今後、情報共有の仕組みづくりを検討するとともに、(2)で示した必要な機能を備えた体制を構築するための施策を検討する。

(6) 整備に向けた検討状況

宇都宮市障がい者自立支援協議会に、障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所等で構成される「地域生活支援部会」を設置し、各機能についての現状や課題についてご意見をいただきながら、令和2年度の体制整備に向けた検討を進めている。

- ・ 平成 31 年 3 月 地域生活支援部会（第 1 回）
部会の設置について
- ・ 令和元年 6 月 地域生活支援部会（第 2 回）
各機能について（緊急時の受け入れ・対応，体験の機会・場，GH）
- ・ 令和元年 8 月 地域生活支援部会（第 3 回）
各機能について（相談）